

## 理工連盟会計施行細則

### 前文

理工連盟規約第1章第4条に基づき理工連盟(以下、本連盟と称する)における予算請求および監査を公正公平かつ円滑に実行するとともに、学友会費の不正使用を防止し、本連盟加盟部会の自主財源の確保と自由の保障のために次の細則を定める。

### 第1章 部会の自主財源と権利

#### 第1条

本細則は本連盟加盟部会がもつ部会費及び臨時収入に基づく自主財源(以下B会計と称する)に対し、中央大学学友会規約、学友会会計施行規則、公認申請等に関する審議会規約、公認申請等に関する審議会規約細則、理工連盟規約の定める規則に抵触しない限り、各加盟部会の自由な裁量により財源の使用用途を決定し、その用途に対し、本連盟や他の本連盟加盟部会が総会の議決等による強制的な介入を行わないことを保障する。

### 第2章 部会補助費

#### 第2条

本連盟は、本連盟加盟部会が緊急の支出により部会の活動に支障をきたす事態を防ぐため、本連盟加盟部会の緊急の物品購入による支出の負担を目的とした独自の予算として、部会補助費を有する。

#### 第3条

部会補助費による支出負担の対象は本連盟加盟部会のみとし、連盟委員会は支出負担の対象としない。

#### 第4条

部会補助費の申請は本細則第2章第2条の目的に即した用途であるならば、本連盟加盟部会はいつでも、購入物品、金額、申請理由を常任委員会が定める書類に明示した上で、常任委員会に対して部会補助費の交付を申請することができる。

#### 第5条

本細則第5章第15条にて制限される事項に抵触する物品購入を目的とした申請を行うことはできない。

#### 第6条

申請金額が10万円未満であった場合は、例外的に常任委員会の議決によって部会補助費の承認を行う事ができる。この場合は全会一致を原則とし、承認された場合、常任委員会は3日以内に全部会に対し報告を行うものとする。

#### 第7条

申請金額が10万円以上もしくは常任委員会で否決された申請は総会の議題とする。この場合、理工連盟規約第2章第2節第12条に従い、出席部会の3分の2以上の賛成を持って承認とする。

#### 第8条

総会の決議にて部会補助費の交付が承認された場合、常任委員会と交付の対象となる部会（以下、交付対象部会と称する）は以下の手続きに従い交付と物品の購入を行うものとする。

1. 連盟総会にて承認後、常任委員会は部会補助費を交付対象部会に交付する。その際、交付対象部会は部会補助費を受け取った旨を示す領収証を常任委員会に発行する。
2. 交付対象部会は申請の際の明細どおりに物品の購入を行う。購入した際の領収証は宛名を「中央大学学友会理工連盟」とし、領収証は常任委員会に提出する。
3. 常任委員会が交付した額と使用した額が異なる場合、差額の清算を行い、常任委員会はその結果を本連盟加盟部会に報告する。
4. 部会補助費で購入した物品は、交付対象部会の所有物とし、交付対象部会が部会補助費で備品を購入した場合においても通常通り、交付対象部会が備品登録を行うものとする。
5. 年度末に常任委員会は部会補助費にて交付した額とその明細を学友会に報告する。

### 第3章 予算要求

#### 第9条

当初予算要求及び補正予算要求(以下、予算要求とする)に際し常任委員会は予算要求書の書式を本連盟加盟部会に提示しなければならない。

#### 第10条

予算要求に際し、本連盟加盟部会は常任委員会の提示した書式に従って予算要求書を常任委員会に提出しなければならない。

#### 第11条

本連盟加盟部会は予算要求に際し、インターネット運営委員会(理工NPC)が設立された意義と学友会費の意味を深く熟慮したうえで、公認部会としての責任を持って、予算要求に臨まなければならない。

## 第 12 条

予算要求に際し、以下の制限を定める。

1. 部会の本来の活動目的に即さない、親交を深めることだけを目的とした費用がA会計から支出され、連盟全体の予算を圧迫することを避けるため、A会計で合宿費を支出することを希望する部会は、A会計が費用を負担する合宿及び遠征の活動目的とその費用の見積りを、予算要求書に明記し提出した上で、予算会議にて承認を受けなければならない。
2. 書籍代は原則として図書費で予算要求を行うものとする。ただし、毎年の購入を基本とする簡易な出版物等に関してはこの限りでない。

## 第 4 章 記帳

### 第 13 条

削除

## 第 5 章 監査

### 第 14 条

常任委員会もしくは本連盟加盟部会の 3 分の 2 以上から監査の要求があった場合、常任委員会は監査要求の対象となった部会に対して、監査を行う。対象となった部会は監査の際、常任委員会が帳簿の提出、備品の閲覧、部会の施設への立入りを求めた場合、それに応じなければならない。

### 第 15 条

本細則第 3 章第 12 条に基づき以下の事項を禁止とし、監査の際発覚した場合違反の対象とする。

1. 予算会議にて合宿費要求の承認を受けていない部会のA会計での合宿費の支出。
2. その他、中央大学学友会規約、学友会会計施行規則、公認申請等に関する審議会規約、公認申請等に関する審議会規約細則に違反する支出。

### 第 16 条

中央大学学友会規約第 6 章第 39 条第 3 項によって、本連盟から選出されている監査部員は毎年 4 月に行われている定例会計監査及び学友会監査部が必要に応じ随時行う会計監査において本細則第 5 章第 15 条に違反する会計を発見した場合、直ちに本連盟常任委員会に報告しなければならない。

### 第 17 条

本連盟加盟各部会及び常任委員会は、学友会の定める定例監査ならびに本細則に定められ

る臨時監査に適正に応じるのみならず、本連盟に所属するいかなる団体からでも情報公開の請求があった場合は可能な限りこれに応じなければならない。また、それが不可能な場合はその理由を明らかにしなければならない。

## 第 6 章 罰則

### 第 18 条

当該部会が本細則を悪意もしくは重過失を持って逸脱し、本連盟の秩序を乱した場合、常任委員会での審議、総会の議決を経て本連盟は当該部会の当初予算に対し罰則金を科すことができる。

### 第 19 条

当該部会が出席義務のある会議に無断で欠席、遅刻をした場合、及び、提出義務のある書類を遅延した場合、欠席回数、遅刻回数、遅延日数に応じ、常任委員会での審議、総会の議決を経て本連盟は当該部会の当初予算に対し罰則金を科すことができる。

### 第 20 条

本細則第 6 章第 18 条、第 19 条によって定められる違反行為が行われた場合は原則としてその年度の当初予算会議にて罰則金は課されるものとする。ただし、当初予算会議終了時から 3 月 31 日までに本細則第 18 条、第 19 条によって定められる違反行為が行われた場合には、翌年度の当初予算会議において罰則金は科されるものとする。

## 第 7 章 細則改正

### 第 21 条

本細則の改正は、常任委員会によって起集した連盟総会において、出席した本連盟加盟部会の 3 分の 2 以上の同意を得なければならない。本細則の改正が承認された場合、特段の付随決議がないかぎり、改正された細則は翌年度の 4 月 1 日から施行されるものとし、本年度に行われる予算会議は施行にあわせ、改正された細則に沿って行われるものとする。

### 第 22 条

本細則の改正が承認された場合、委員長は 1 週間以内にこれを公示すると共に、学友会総務部に通告しなければならない。

## 補則

### 第 23 条

- 一、本細則は、2008年4月1日より施行する。
- 二、本細則は、2011年4月1日より施行する。
- 三、本細則は、2014年4月1日より施行する。
- 四、本細則は、2016年4月1日より施行する。